

平成 27 年 9 月 議 会

議 案 説 明 資 料

- 議案第 192 号 平成 27 年度福岡市一般会計補正予算案（第 2 号）
- 議案第 197 号 平成 27 年度福岡市市債管理特別会計補正予算案（第 2 号）
- 議案第 205 号 福岡市市税条例等の一部を改正する条例案

財 政 局

議案第192号

平成27年度 福岡市一般会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
4	21 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	100,000	171,806	271,806

補正予算案（第2号）

節		金額	説明
区分			
1	前年度繰越金	千円 171,806	前年度繰越金の追加

議案第197号

平成27年度 福岡市市債管理特別会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
36	1 市 債	1 市 債	1 一 般 会 計 債	74,944,667	692,000	75,636,667
			6 香 椎 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 債	1,462,000	556,000	2,018,000
			計	232,413,667	1,248,000	233,661,667
歳 入 合 計				478,714,588	1,248,000	479,962,588

歳 出

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
38 39	1 繰 出 金	1 他 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	74,944,667	692,000	75,636,667
			6 香 椎 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 繰 出 金	1,462,000	556,000	2,018,000
			計	120,905,667	1,248,000	122,153,667
歳 出 合 計				478,714,588	1,248,000	479,962,588

補正予算案(第2号)

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		
5 農林水産業債	4,000	漁港整備事業債の追加	
9 港 湾 債	343,000	港湾改修債の追加 海岸事業債の減額	356,000 千円 △ 13,000 千円
11 教 育 債	345,000	学校建設債の追加	
1 都 市 計 画 債	556,000	土地区画整理事業債の追加	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		
28 繰 出 金	692,000	市債収入金繰出金の追加 〔関連歳入〕 (1) 市債 692,000 千円 農林水産業債 4,000 港湾債 343,000 教育債 345,000	
28 繰 出 金	556,000	市債収入金繰出金の追加 〔関連歳入〕 (1) 市債 556,000 千円 都市計画債	

議案第205号

福岡市市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法の改正に伴い、福岡市市税条例等（以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 固定資産税等に係る「わがまち特例」の追加に伴う規定の整備（附則第27条）

地方税法の改正により、固定資産税及び都市計画税について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が追加されたことに伴い、市税条例において当該特例の割合を定めるもの。

(2) 軽自動車税に係るグリーン化特例（軽課）の導入に伴う規定の整備（附則第32条）

地方税法の改正により、新規取得した軽四輪車等に係る軽自動車税を環境性能に応じて軽減するグリーン化特例（軽課）が導入されたことに伴い、市税条例においても同様に、当該特例に係る規定の整備を行うもの。

(3) 猶予制度の見直しに伴う規定の整備（第6条の2～第6条の6）

地方税法の改正により、地方税の猶予制度が、国税における改正を踏まえ見直されるとともに、猶予に係る一定の事項については条例で定める仕組みとされたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

(4) その他規定の整備（第15条、第23条の4、附則第11条）

国の税制改正により市税条例の条文中に生じた項ずれ等について、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

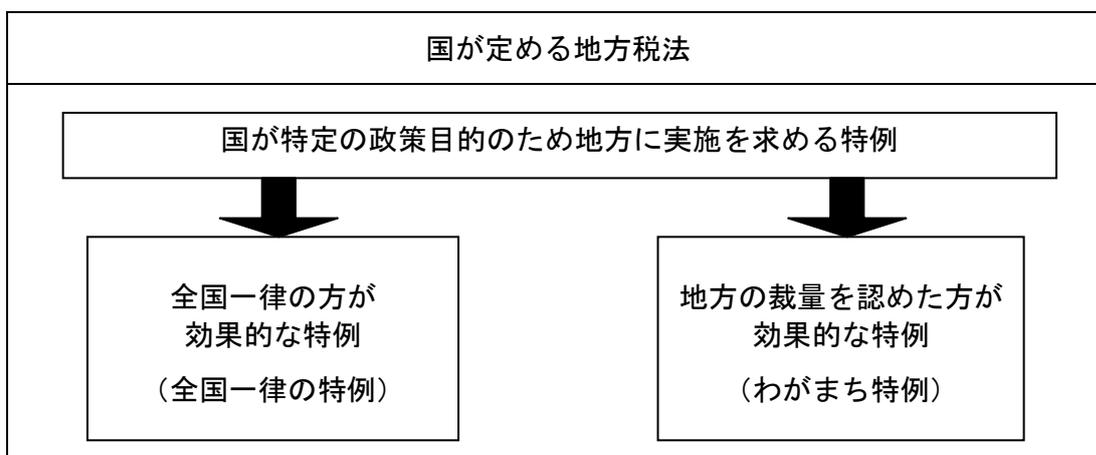
- (1) 附則第27条、附則第32条・・・・・・・・・・・・・・・・公布の日
- (2) 第23条の4・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年1月1日
- (3) 第6条の2～第6条の6、第15条、附則第11条・・・平成28年4月1日

固定資産税等に係る「わがまち特例」の追加に伴う規定の整備

地方税法の改正により、固定資産税及び都市計画税に係る特例措置について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が追加されたことに伴い、当該特例の割合を定めるもの。

1 「わがまち特例」の導入

平成 24 年度地方税法改正において、地方税の特例措置について、地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から、国が全国一律に定めていた軽減割合を地方自治体の条例で決定できる仕組みが導入された。



2 地方税法及び市税条例の改正概要

(1) 公共施設及び都市利便施設（既存特例の延長）

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域等において、一定の認定事業により取得する公共施設等（家屋又は償却資産）に対して講じる固定資産税及び都市計画税（課税標準）の特例措置（5年度分のみ）

《対象》公園，広場，緑化施設等



<イメージ> 緑化施設

	地方税法改正前	地方税法改正後	福岡市
都市再生緊急整備地域	特例割合 3/5 (全国一律)	3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	特例割合 3/5 (2/5を軽減)
特定都市再生緊急整備地域	特例割合 1/2 (全国一律)	1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	特例割合 1/2 (1/2を軽減)

※ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限り。

(2) 津波避難施設（既存特例の延長）

津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域において，管理協定が締結された津波避難施設の避難用スペース等（家屋又は償却資産）に対して講じる固定資産税（課税標準）の特例措置（5年度分のみ）

《対象》津波避難施設の避難用スペース，誘導灯等



＜イメージ＞津波避難施設の避難用スペース

地方税法改正前	地方税法改正後	
特例割合 1/2 (全国一律)	1/2を参酌して1/3以上 2/3以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	福岡市 特例割合 1/2 (1/2を軽減)

※ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得したものに限り。

(3) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅（既存特例の延長）

高齢者住まい法に基づき登録を受けた新築のサービス付き高齢者向け住宅のうち，一定の賃貸住宅（家屋）に対して講じる固定資産税（税額）の特例措置（5年度分のみ）



＜イメージ＞サービス付き高齢者向け賃貸住宅

地方税法改正前	地方税法改正後	
特例割合 2/3 (全国一律)	2/3を参酌して1/2以上 5/6以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合	福岡市 特例割合 2/3 (2/3を軽減)

※ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得したものに限り。

軽自動車税に係るグリーン化特例の導入に伴う規定の整備

1 地方税法の改正概要

地方税法の改正により、環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するため、平成 27 年度に新規取得した軽四輪車等に係る平成 28 年度分の軽自動車税を環境性能に応じて軽減するグリーン化特例（軽課）が導入された。

《具体例》軽四輪の自家用乗用車

区分		税率（年額）	
		現行税率	グリーン化特例（軽課）適用税率
電気自動車等		10,800円	2,700円 (▲75%)
ガソリン車	H32 年度燃費基準 +20%達成車		5,400円 (▲50%)
ハイブリット車	H32 年度燃費基準 達成車		8,100円 (▲25%)

2 市税条例の改正概要

上記の地方税法の改正に伴い、市税条例においても同様に、軽自動車税の税率の特例に係る規定の整備を行うもの。

猶予制度の見直しに伴う規定の整備

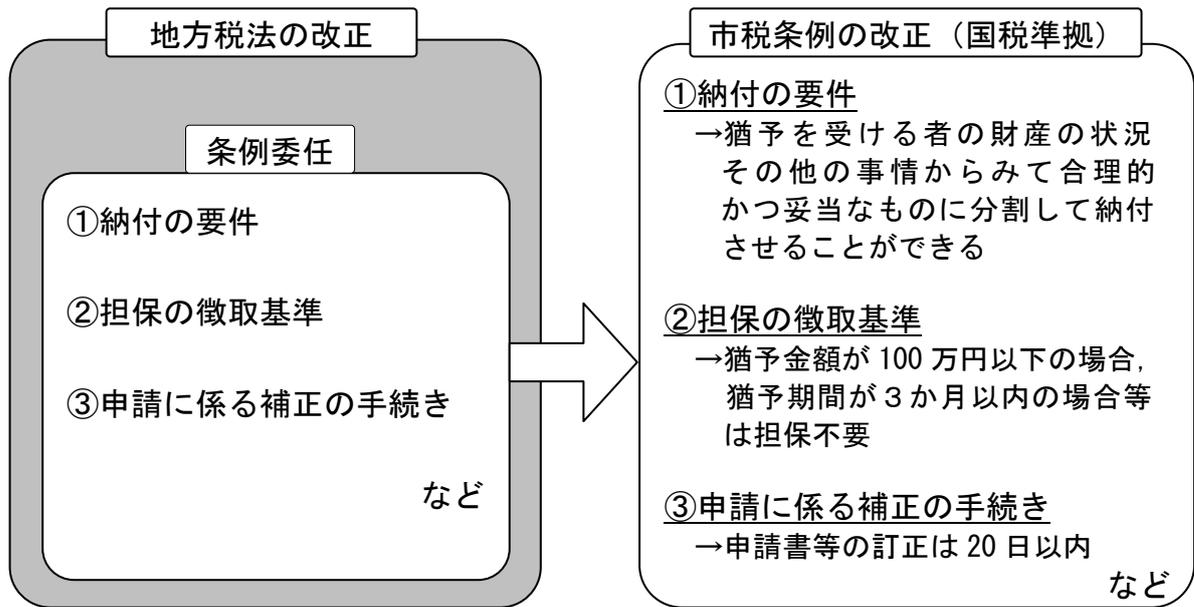
1 猶予制度の改正

地方税法の改正により、地方税の猶予制度が、平成 26 年度の国税における改正を踏まえ見直されるとともに、猶予に係る一定の事項について条例で定める仕組みが平成 28 年度から施行されることに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

2 地方税法及び市税条例の改正概要

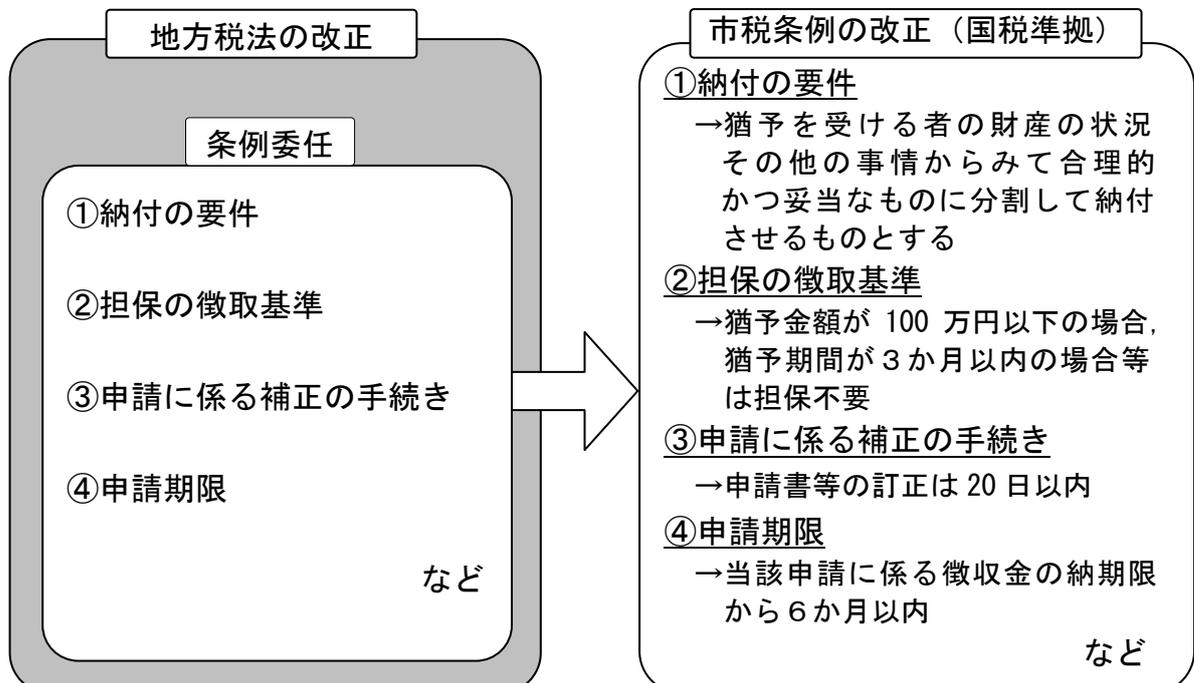
(1) 徴収猶予

災害、疾病その他の事情により一時に納税ができない場合等において、納税資金調達の時間的余裕を与えるため、一定期間徴収を猶予するもの。



(2) 換価の猶予

滞納処分を執行することにより事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合等に、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、一定期間換価処分を猶予するもの。



新旧対照表

< 1 (1), (3)及び(4)に係る改正 >

改 正 前	改 正 後
	<p style="text-align: center;">(徴収猶予に係る徴収金の分割納付等)</p> <p><u>第6条の2 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次条第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(徴収猶予の申請手続等)</p> <p><u>第6条の3 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p><u>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p><u>(4) 当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p><u>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</u></p> <p><u>(6) 猶予を受けようとする金額が100万円</u></p>

改正前	改正後
	<p>を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</p> <p>4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</p> <p>(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間</p>

改正前	改正後
	<p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>5 <u>第2項又は前項の規定により添付すべき書類(第2項第4号に掲げる書類を除く。)</u>については、これらの規定にかかわらず、<u>法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。</u></p> <p><u>(職権による換価の猶予の手續等)</u></p> <p>第6条の4 <u>第6条の2の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この条及び第6条の6において「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、第6条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。</u></p> <p><u>(申請による換価の猶予の申請手續等)</u></p> <p>第6条の5 <u>第6条の2の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この条及び次条において「申請による換価の猶</u></p>

改正前	改正後
	<p>予」という。)について準用する。この場合において、第6条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。</p> <p>2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収金の納期限から6月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p>(2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</p> <p>(3) 分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額</p> <p>3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項</p> <p>(2) 第6条の3第4項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる事項</p> <p>4 第6条の3第6項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。</p> <p>(担保の徴取)</p> <p>第6条の6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合</p>

改正前	改正後
<p>(均等割の税率)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 法第294条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等(法人及び人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)</u>第47条に規定する収益事業(以下この項において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第23条の4 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>施行規則第2条の3の6各号</u> に掲げる事項</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p><u>は、この限りでない。</u></p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 法第294条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等(法人及び人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>施行令</u></p> <hr/> <p>第47条に規定する収益事業(以下この項において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第23条の4 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>施行規則第2条の3の6第1項各号</u> に掲げる事項</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>

改正前	改正後
<p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条の規定により第34条の2に規定する延滞金の割合を前条に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）</p> <p>第27条 略 2～4 略</p>	<p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条の規定により第34条の2に規定する延滞金の割合を前条に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）</p> <p>第27条 略 2～4 略 5 法附則第15条第18項本文に規定する条例</p>

改正前	改正後
<p><u>5</u>及び<u>6</u> 略</p>	<p><u>で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>6</u> 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>8</u>及び<u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

< 1 (2)に係る改正 >

改 正 前	改 正 後																																													
<p style="text-align: center;">附 則 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定_____を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 60 条第 2 号ア</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第 60 条第 2 号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p style="text-align: center;">附 則 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 60 条第 2 号ア</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2. <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>第 60 条第 2 号ア</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>3,900円</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>6,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,700円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>5,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,300円</u></td> </tr> </table> <p>3. <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)</u>に対する第60条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	第 60 条第 2 号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<u>第 60 条第 2 号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>		<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>		<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>		<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>		<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>
第 60 条第 2 号ア	3,900円	4,600円																																												
	6,900円	8,200円																																												
	10,800円	12,900円																																												
	3,800円	4,500円																																												
	5,000円	6,000円																																												
第 60 条第 2 号ア	3,900円	4,600円																																												
	6,900円	8,200円																																												
	10,800円	12,900円																																												
	3,800円	4,500円																																												
	5,000円	6,000円																																												
<u>第 60 条第 2 号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>																																												
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>																																												
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>																																												
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>																																												
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>																																												

改正前	改正後		
	第 60 条第	3,900 円	2,000 円
	2 号ア	6,900 円	3,500 円
		10,800 円	5,400 円
		3,800 円	1,900 円
		5,000 円	2,500 円
	<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第60条の規定の適用については,当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において,平成28年度分の軽自動車税に限り,次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	第 60 条第	3,900 円	3,000 円
	2 号ア	6,900 円	5,200 円
		10,800 円	8,100 円
		3,800 円	2,900 円
		5,000 円	3,800 円